

平成29年2月28日

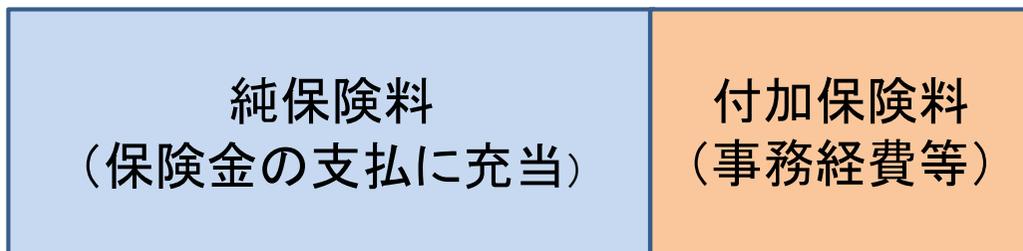
金 融 庁

任意自動車保険のASV割引の導入について

任意自動車保険の保険料について

損保各社の自動車保険料の構成

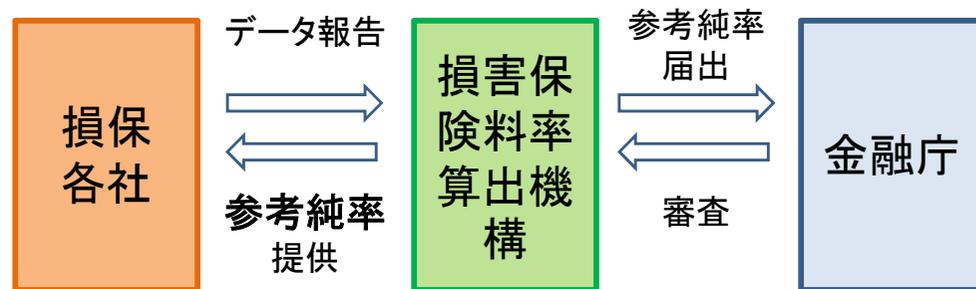
自動車保険料は、純保険料と付加保険料から構成



各社は、一般的に参考純率を踏まえ純保険料を設定

参考純率とは

- 損保会社から収集した事故実績等のデータを基に損害保険料率算出機構が算出
- 損保各社が純保険料を算出する際の参考値(使用義務はない)



損害保険料率算出機構: 損害保険料率算出団体に関する法律に基づいて、内閣総理大臣の認可を受け損害保険会社が設立した非営利の法人

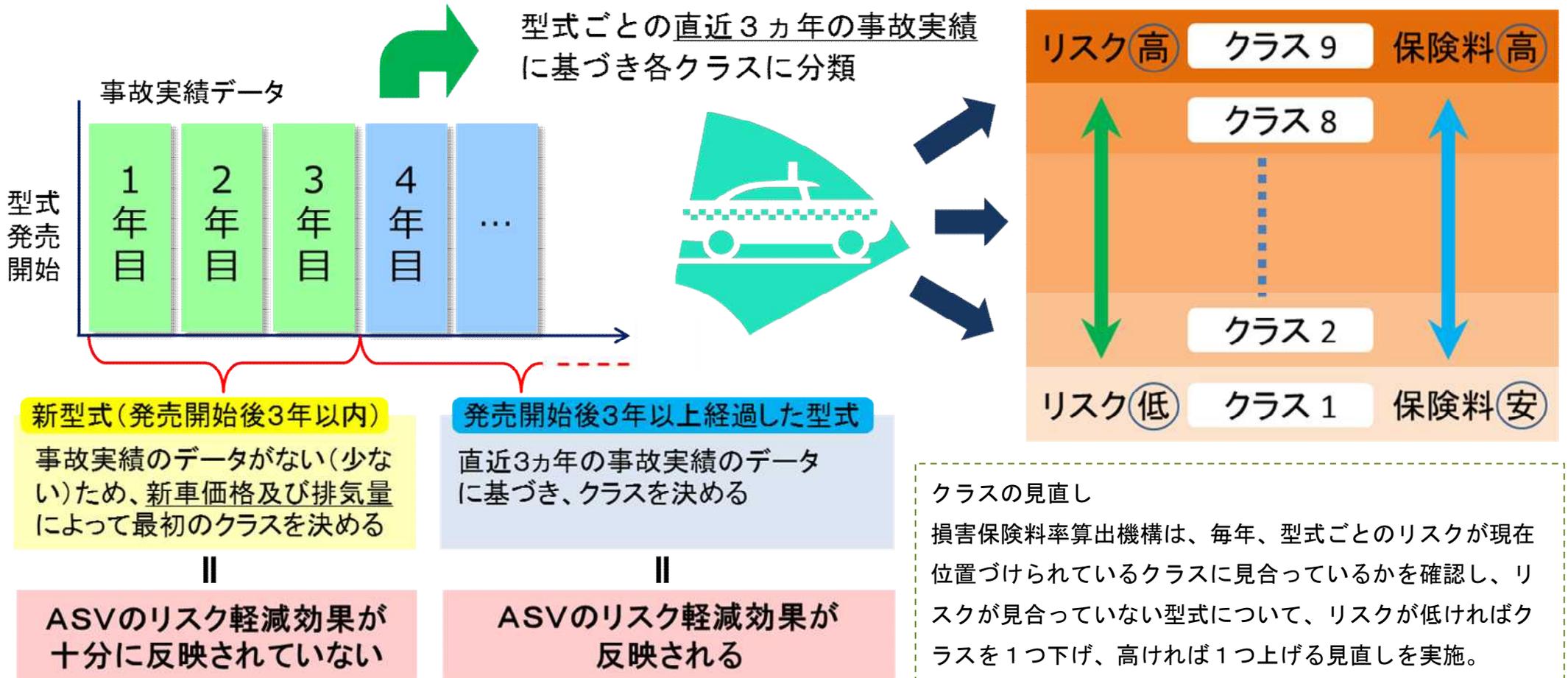
任意自動車保険のASV割引の導入について

リスク軽減効果と保険料（参考純率）

✓ 自動車保険では、自動車(型式)ごとのリスクの違いは、「型式別料率クラス」において保険料に反映

型式別料率クラスとは

自動車ごとの特性やユーザー層等に基づくリスクの違いを総合的に反映させるため自動車の「型式」ごとの事故実績に基づき、保険料を9つに区分する制度（自家用普通・小型乗用車のみを導入されている）



ASV割引について

ASV割引の内容

車種区分	割引対象	割引期間	割引率
自家用普通・ 小型乗用車	AEBを装着する 発売後3年以内の型式 〔 型式別料率クラス制度によってリスク軽減効果が保険料に 十分に反映されない期間の型式を対象とする 〕	型式発売開始後3年間	一律 9%
自家用軽乗用車	AEBを装着する※ 全型式 〔 現在、型式別料率クラス制度がなく、自動車ごとのリスク軽 減効果を保険料に反映できないため、全型式を対象とする 〕	期間制限なし※	一律 9%

(※) 自家用軽乗用車への型式別料率クラス制度の導入検討について

損害保険料率算出機構では、自家用軽乗用車についても、市場規模の拡大、性能の多様化を踏まえ、2020年1月までの型式別料率クラス制度の導入を検討している。

なお、型式別料率クラス制度導入後においては、割引対象及び割引期間は、自家用普通・小型乗用車と同様。

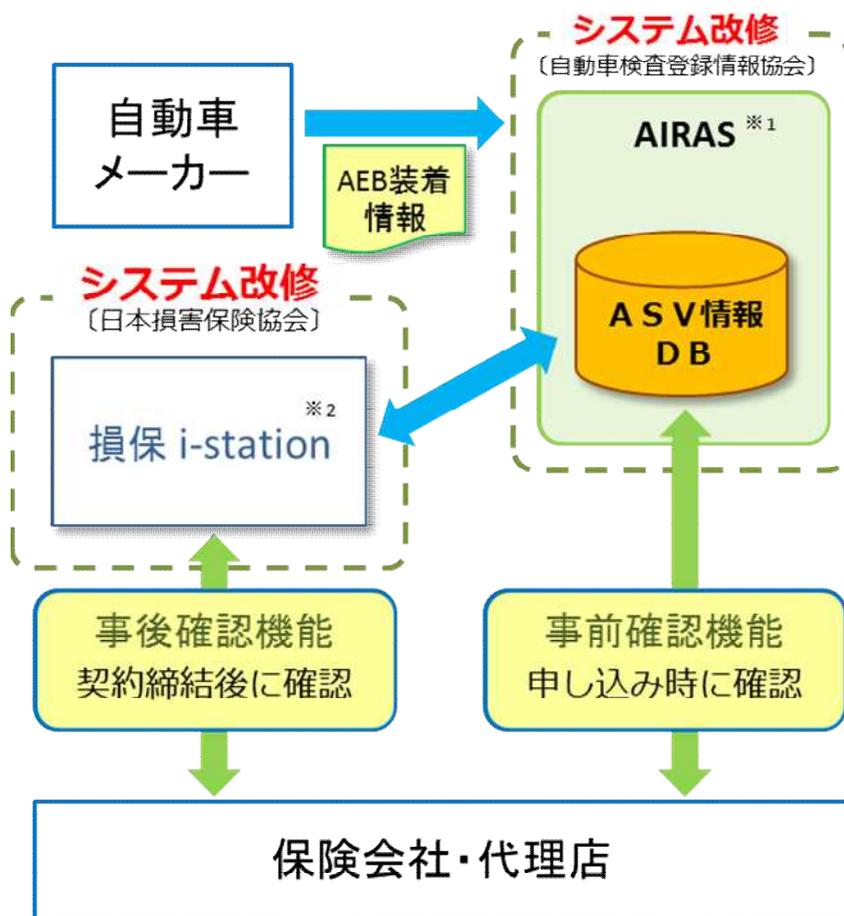
任意自動車保険のASV割引の導入について

ASV割引の着実な実施に向けた見通し

- ASV割引を導入するにあたり、割引の適用誤り(漏れ)を防ぐため、車両1台ごとのAEB装着有無を確認する必要

↓ 業界共通システムを構築(自動車業界とも連携)

ASV情報管理機能(システム)構築・運用イメージ



※1 AIRAS(アイラス): 一般財団法人自動車検査登録情報協会のシステム

※2 損保i-station: 損害保険会社間で電子データを送受信するための仕組み

スケジュール状況等について

ASV割引導入までのスケジュール

2017年1月末時点

年 月	予 定
2016年12月～	ASV割引に係る参考純率の改定 システム設計等
2017年2月～	システム開発
2017年7月～	システムテスト
2017年10月～	データ連携開始、DB更新作業
2018年1月～	各社の準備が整い次第、 ASV割引適用開始

上記に並行して、損保各社では、自社システムの改修、募集人教育等を行う必要。

金融庁の対応

ASV割引の着実な実施に向けて、

- ✓ 割引適用誤り防止のための態勢整備状況
- ✓ システム開発等スケジュールの進捗状況を随時フォローアップするとともに、
- ✓ 損保各社における適切な顧客周知を促していくこととする。